

岐阜市 中学校部活動指針

岐阜市教育委員会
岐阜市中学校長会

目次

1 はじめに

2 基本方針

- (1) 学校教育活動の一環としての位置付け
- (2) 部活動への参加
- (3) 学校教育計画への位置付け（教育計画との関連）
- (4) 運営組織及び会合等

3 部活動の指導

- (1) 指導にあたって
- (2) 顧問の役割

4 保護者会

- (1) 保護者会との連携
- (2) 保護者会との関わり

5 外部指導者

- (1) 学校の基本方針に基づく技術指導
- (2) 管理・運営に対する助言・協力

6 「保護者クラブ」

- (1) 運営
- (2) 活動

7 体罰の根絶等、指導者の資質向上

8 多様化するニーズへの対応

- (1) 「合同チーム」
- (2) 中学校総合体育大会への参加

9 部活動の設置

10 部活動の休・廃部

11 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

- (1) 活動日
- (2) 活動時間
- (3) スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

12 管理

- (1) 選手移動
- (2) 部費・会計

13 参考資料

- (1) 岐阜県中学校運動部活動活動指針 ーダイジェスト版ー（H30.7 一部改定）
- (2) 岐阜県中学校運動部活動活動指針 ロードマップ
- (3) 日本スポーツ振興センター 災害共済給付について
- (4) 複数校合同チーム参加規定 <岐阜県中学校体育連盟>
複数校合同チーム編成の登録申請・承認・取消について<同>
- (5) 暴力・体罰・セクハラ等への対応（通知） <日本中学校体育連盟>
- (6) 運動部活動における熱中症事故の防止等について <スポーツ庁>
- (7) 文化部活動の熱中症事故の防止について（周知） <文化庁>

平成30年 4月 策定

平成30年11月 一部改定

1 はじめに

岐阜県内の中学校では、旧来より部活動に関わる様々な課題があり、近年は、少子化による部活動存続や教職員の勤務時間など、新たな課題も加わっている。これらのことを受け、岐阜県教育委員会は、平成28年6月に「岐阜県中学校運動部活動指針 ～これからの運動部活動～」及び3年間にわたるロードマップを示した。

岐阜市中学校長会においても、その運営や管理、指導等の拠り所となる共通理解事項等の具体化について、校長会内に検討グループを設け、継続的に試案作成に取り組んできた。そして、岐阜市教育委員会の指導を得ながら、部活動の充実に向けた新たな歩みとして、平成30年4月より「岐阜市中学校部活動指針」をまとめるに至った。

本指針が、岐阜市内中学校部活動の益々の充実・発展につながることを願うばかりである。

2 基本方針

(1) 教育活動の一環としての位置付け

- ・部活動は、平成29年3月公示の中学校学習指導要領の総則に学校運営上の留意事項として明記され、教育課程との関連により行われる学校教育の一環として明確に位置付けられており、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する教育活動として益々重要視されている。
- ・部活動の指導は、学校教育活動全体を通じて行われるべきものであり、その効果を高めるためには、実態に応じて、指導体制の工夫・改善によって持続可能な運営体制を整えるなど、組織的に運営していく必要がある。

(2) 部活動への参加

- ・中学校の学習指導要領総則においては、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とあるように、同校の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。
- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意しなければならない。

(3) 学校教育計画への位置付け（教育計画との関連）

校長は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、中学校3年間を通して自立して取り組む力を育成できるよう、学校の教育目標の具現につながる指導目標及び方針を策定し、公表する。学校における部活動の指導目標及び方針の策定に当たっては、以下の点に留意し、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で検討して作成する。

- ①学校経営方針の「重点指導の場と具体」等への部活動について具体的に明記する。
- ②学校運営諸表における学校運営機構に「部活動指導部長」「部活動保護者会担当」等を明記する。
- ③他の活動との関連を踏まえた「年間指導計画」、大まかな活動内容や対外試合等を含んだ「年間活動計画」を作成する。

また、日常の運営、指導においても、校長が適切な指示をし、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図る。

(4) 運営組織及び会合等

具体的な運営にあたっては、運営組織に委員会等を位置付け、メンバーによる会合を定期的または不定期に開催し、必要事項について協議する。以下にその具体例を示す。

① 部活動運営委員会

ア 部活動全体の運営や活動に関する事等について協議し、別に定める会則により運営する。

イ 委員長(PTA 会長)、校長、会計、学校部活動担当、各部育成会長、会計監査

② 部活動顧問会

ア 各部の代表顧問をもって構成し、指導部の部活動担当者とともに、活動上の諸問題について協議し、職員会等への議案の作成にあたる。

イ 部活動顧問会は、年度に2回以上、必要に応じて開く。

③ 生徒部長会(各部キャプテン会)

ア 各部の代表生徒で構成し、必要に応じて各部の問題、部活動全体の課題等について協議する。

イ 会は不定期に開催される。

④ 生徒部会

ア 各部に加入する生徒で構成し、必要に応じた係をおき、必要な事項について協議する。

イ 会は、各部の判断によって不定期に開催される。飲食を伴う場合はこの会の範囲ではない。

⑤ 各部育成会

ア 部活動全体の運営や活動に関して協議し、別に定める会則により運営する。

イ 1年生加入後、3年生退会後の年2回の開催を原則とし、その他必要に応じて開催する。

⑥ 部活動後援会

ア 部活動加入者の全保護者で構成し、別に定める会則により運営する方針等の確認、伝達の会とする。

3 部活動の指導

指導については、教育活動であることを念頭に置き、教職員として自覚ある指導に徹し、以下の点を十分に踏まえることとする。

(1) 指導にあたって

①生徒の人権や人格を尊重する。

②生徒の自主性を尊重する。

③生徒の発達段階を考慮した指導を心がける。

④生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。

⑤生徒の心理的特徴に配慮した指導を心がける。

⑥勝利至上主義に陥らない指導に努める。

⑦顧問間や外部指導者などと役割分担を十分協議し、連携した指導体制をつくる。

⑧結果だけでなく過程を大切に、生徒達の努力を進んで賞賛する。

(2) 顧問の役割

部活動顧問の役割は、部の運営や活動に関わる部員の生活指導、技術指導など多岐にわたる。指導方針や部の目標達成に向かう生徒達を支援する為に顧問は複数配置が望ましく、顧問間や社会人指導者、保護者等と役割を分担して、活動が充実するよう以下の点について特に努める。

【顧問の役割の具体】

- 年間・月活動計画等の作成
- 部員名簿、緊急連絡網等の作成
- 部長、学年代表等の生徒の組織づくり
- 保護者会(育成会)との連携、連絡調整
- 外部指導者等との連携、連絡
- 保護者会、顧問会議への出席
- 部活動備品、用具、ユニフォーム等の管理
- 地域や競技団体との連絡調整
- 他校、大会組織、中体連専門部会との連絡
- 校内部活担当、管理職等との連絡調整
- 事故、けが等の養護教諭、管理職等の関係者への報告
- 各種大会への参加のための部員輸送に関わる連絡調整

【外部指導者との協同】

- 実技・技術指導
- 部員の健康状態の把握
- 部員の健康管理
- 事故防止と安全指導
- 部のミーティング
- 活動記録の活用 等

① 生徒の状況把握

生徒の状況を把握することは、部活動指導においても重要であり、状況に応じた柔軟な対応が顧問に求められる。

次のことに心がけ、生徒の状況把握に努める。

(ア)活動中や活動前後の健康状態を確認する。

- ・けがや疾病対応については、特に万全の対応を心がける。医療機関の受診、保護者や関係者と連絡しながら活動の内容や時間、けがや疾病、熱中症等に対する配慮や対応を確実に行う。

(イ)生徒とのコミュニケーションを大切にする。

(ウ)生徒が発するシグナルを見逃さないようにする。

(エ)活動日誌等を活用し、生徒の状況を把握する。生徒との接触が難しいときは個人ノートなどを活用する。

また、次のことにも留意する。

(ア)会議等で顧問が部活動に立ち会えないときは、必ず他の顧問等に活動中の指導・監督を依頼するとともに、生徒への安全指導、練習内容の修正など、適切な処置を講ずる。また、緊急時の対応についても生徒と確認をしておく。

(イ)技術指導以外にも、部活動の顧問としての役割は多岐にわたる。他の顧問と役割分担をしておく。また、生徒とともに学ぶ姿勢をもち、他の教師や書物から学んだり、研修会等に参加したりするなど、種目への理解を深めるよう努める。

(ウ)部員が少ない場合でも、生徒の充実した活動のために最善を尽くす。

(エ)大会やコンクールなどに出場できない生徒に対しても、練習試合や発表会などで成果を発揮する場を設けるなど様々な工夫をする。

② けがに対する対応

活動中(大会、練習試合等を含む)のけがについては、医療機関で診察、治療を受ける。また、保護者への連絡をその場で確実にを行うと同時に管理職等への報告を行う。

活動中の事故については、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」による医療費補助が行われるので、養護教諭と連携の上、確実に手続きを行う。

なお、その際以下の点について確実に実施されていることが条件となる。

＜独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規定＞より抜粋

…学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害給付を行う…

(ア) あらかじめ学校がその責任において、指導計画をたて参加したもの

(イ) 解散するまでの間、児童生徒の行動等について教師の適切な指導が行われるもの

さらに、この規定に「実施が妥当であるか否かが検討され、教育計画に位置付けられるもの」とあり、内容や時間に無理がなく部活動として妥当な活動であることが前提となる。

4 保護者会

(1) 保護者会との連携

保護者が部活動に寄せる期待は大きく、教科の授業や学校行事などと同様に保護者の理解を得ることが重要であり、活動にかかる費用や、健康安全、体調管理などの面からも、保護者の援助、協力が不可欠である。日頃から信頼関係を築き、活動が充実したものになるよう心がける。

【保護者との連携のために】

(ア) 年度当初には活動方針や指導方針を文書により保護者会などで周知する。

(イ) 保護者との連絡体制を整備する。

(ウ) 部活動に関わる運営経費の徴収については、保護者会の担当者に委ねる。

(エ) 保護者の経済的負担に配慮する。また、用具や練習着、遠征などにかかる費用などの必要性を十分に説明し、同意を得る。

(オ) 緊急時の連絡先等を確認し、保護者と連携して適切な対応ができるようにする。

(カ) 大会や練習試合、遠征などでの生徒の移動手段は公共の交通機関の利用を原則とする。徒歩や自転車による集合の場合は、事前の安全指導を確実にを行う。

(キ) 活動時や登下校時の事故により損害賠償責任を負った場合に備え、賠償保険に加入することも協議する。

(2) 保護者会との関わり

保護者会との緊密な連携は、部活動の運営に不可欠ではあるが、一方で保護者会費(部費)の取り扱い等不祥事につながる問題が起こっていることも事実である。保護者会等との適正な関係を心がけることも重要な連携の一つである。

【適正な関係のために】

- (ア) 保護者会との協力体制の確立に努める。
- (イ) 部活動において必要となる賃借料金の使用、用具等の購入は保護者会に諮る。
- (ウ) 保護者会費(部費)の徴収や執行は、保護者会担当者に委ねる。支払いの立て替え等も行わない。
- (エ) 物品等購入の際の業者への支払いについては、保護者会担当者に委ね、顧問が関わることによるトラブルの発生を防ぐ。
- (オ) 物品の購入について保護者会と十分な連絡、連携を取ることはあっても、顧問が積極的に決定に関わることとしない。
- (カ) 保護者会費の管理や執行、会計報告の適正な管理運営に向け、必要に応じて顧問が助言する。

5 外部指導者

「外部指導者」とは、「岐阜市部活動指導員」「岐阜市中学校部活動社会人指導者」又は「校長の委嘱がある各部の社会人指導者」のことをいう。

(1) 学校の基本方針に基づく技術指導

部活動で外部指導者に求められるのは、生徒のニーズに応える質の高い専門的な技術指導と教育者としての適切な指導である。

委嘱する上で、学校として以下のことを確認する。

【適正な関係のために】

(ア) 学校の基本方針に沿った指導

学校が示す部活動指導の基本方針に基づき、外部指導者と学校・保護者が歩調を合わせ、生徒の活動を支え、指導していくことが重要である。

(イ) 学校(顧問教師)との連携を密にした指導

活動の管理・運営の主体は学校であるため、活動中の事故やトラブルが発生した場合、その責任は一外部指導者に留まらず、学校に及ぶことになる。よって指導内容や練習方法、対外試合への参加や選手、参加者の起用、決定等について十分顧問と協議し、了解を得て行うことが必要である。

(ウ) 学校(顧問)の立場を尊重した協力姿勢

外部指導者に、技術的な指導力があることやボランティア精神に基づいて熱心に指導していることについて、顧問や保護者は感謝の念を抱いている。しかし、外部指導者の意向をできるだけ尊重しようとするあまり、意見が言いにくいといったケースも見られる。

こうしたことも踏まえ、外部指導者自らが顧問の言葉に耳を傾け、互いの意見を尊重し合うことができる関係を日頃から築くことが大切である。

(エ) 教育者としての基本事項や法令等に基づく指導を行う

教師は、法令に基づき公正中立の立場で指導することが厳しく求められる。体罰やセクシャルハラスメントなどの違法行為は許されるものではなく、学校教育の信頼に関わる重要な問題である。生徒の指導にあたる者として、外部指導者にも適切且つ公正な指導姿勢が求められる。そのため、顧問も含め、以下のような点について留意する必要がある。

- 学校教育、社会教育の一翼を担っているという自覚をもつこと。
- 学校の立場に立って、考え、判断すること。
- 生徒の健康観察や体調管理を行い、安全に留意し活動を行うこと。
- その場の感情に流されることなく、冷静な判断の下、指導にあたること。
- 体罰や恫喝・暴言、威圧は絶対にしないこと。
- 選手選考などをたてにした指導をしないこと。
- 一部の保護者や生徒の意見で動かず、広い見地に立ち行動すること。
- 生徒の個人情報の保護に配慮すること。
- 常に顧問と報告・連絡・相談を行うこと。

(2) 管理・運営に対する助言・協力

- 外部指導者は、その種目について専門的な知識を有することから、顧問に対して「段階的な指導」、「効率的な指導」といった視点からの助言・協力が求められる。特に、顧問教師がその運動種目や活動の経験や指導経験が浅い場合には、安全確保という面で生徒の発達段階や経験の度合いに応じた段階的な指導、考えられる危険を回避する指導や練習内容のあり方について積極的な助言が求められる。
- 校長が委嘱した外部指導者は、中学校総合体育大会のコーチ・マネージャーに登録することができる。
- 岐阜市が委嘱する部活動指導員（学校教育法施行規則第78条に該当する者）は、部活動指導員単独で引率・監督を行うことができる。

6 「保護者クラブ」

「保護者クラブ」とは、保護者会が部活加入生徒を対象にして部活動以外の活動として行う教育活動外の活動を行うクラブをいう。広く地域の中学生等を対象としている総合型地域スポーツクラブとは別である。

(1) 運営

- 運営は、クラブ加入生徒の保護者が行う。
- 組織の責任者、指導者を明確に位置付ける。
- 規約を作成する。
- 運営にかかわる費用は、受益者負担とする。
- 怪我、事故、損害賠償等に備えたスポーツ安全保険に加入する。
- 活動場所については、クラブが手配するが、学校施設を利用する場合は、「施設借用願」を提出する。学校の教育活動とは一線を画する。
- 学校管理外であるが、生徒の健康安全、学校生活等への影響を踏まえ、活動内容、活動時間について校長が指示を行うこともあり、従えない場合は活動の停止もあり得る。

(2) 活動

- あくまでも任意加入とし、部活動とは別途の加入申込書を提出する。
- 活動内容、活動時間については、学校と連携を取りながら部活動を踏まえたものとする。
- 大会参加等対外的には「〇〇中学校部活動」として活動し、用具やユニフォームについても部活動のものを使用できる。
- その他運営に関わる経費については、部費とは別のクラブ会費により賄う。
- 活動日や時間、内容など事前に学校へ計画書を提出する。その際学校施設を利用する場合は、「施設借用願」を提出し、それぞれ校長の許可を得る。

7 指導者の資質向上・体罰の根絶

- 体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体とも連携し、競技力と同時に心身の健全な成長をめざす指導力の向上を図る。
- 県が主催する部活動指導者講習会への参加を求める。
- 校長は、運動部活動に関わる指導者の資質向上に努める。

<社会人指導者の服務>：岐阜市中学校部活動社会人指導者派遣事業実施要項

- (1) 学校の部活動指導の基本方針及び校長の指導方針に基づいて指導にあたる
- (2) 学校の教員同様に教育者として、法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。

(体罰や暴言、ハラスメントや不適切な身体接触などの行為や違法行為の禁止)

- 体罰等を行った顧問に対しては、当該部活動の指導を中止するとともに、教育委員会の指導の下、厳正に対処する。
- 外部指導者が体罰等を行った場合には、教育委員会または校長による委嘱を解き、部活動への指導にあたらせない。

8 多様化するニーズへの対応

(1) 「合同チーム」

- この規定は、岐阜県中学校体育連盟により、部員数の減少により単独チームによる大会参加ができなくなった場合に、近隣の学校と合同でチームを編成し、大会参加ができるようにする救済を目的とする。したがって、チーム力の強化を目的とする合同チームには適用されるものではない。
- 以下の種目について、それぞれに示す人数を双方又は、どちらかの学校が下回った場合とする。

バレーボール	6人	バスケットボール	5人	サッカー	11人
ソフトボール	9人	軟式野球	9人	ハンドボール	7人

- 中学校総合体育大会にのみ適用される。

※詳細については、「岐阜県中学校体育連盟複数校合同チーム参加規定」<資料(4)>を参照

(2) 中学校総合体育大会への参加

校長は、中学校総合体育大会開催種目において、学校管理下以外のスポーツ関係団体等で活動している生徒が参加を申し出た場合は、一時的に顧問(引率教師)を位置付け、該当生徒が大会に参加できるようにする。

なお、合同チームはこの限りではない。

9 部活動の設置

- ・各学校の実情や長年の活動状況によるが、運動部活動以外の部活動も含め、原則として複数顧問配置できる部活動数とする。
- ・部活動の新設にあたっては、現在の部活動の継続を優先すると共に、単年ではなくて将来に渡る活動が維持(部員数、指導者の確保等)できるかについて十分検討する。

10 部活動の休・廃部

- ・各学校の実情や長年の活動状況によるが、運動部活動に限らず原則として複数顧問が配置できない状況になったとき、休・廃部の検討を行う。
- ・2～3年後の状況を鑑みながら判断基準を設け、周知徹底を図るなど段階的、計画的に進めることにより、理解を得る。
- ・休・廃部にあたっては、育成会や保護者会、PTA、更には校区小学校との連携を密にし、意見や意向を十分に踏まえ、計画的に推し進める。
- ・中学校総合体育大会以降の新チームで継続的な活動が難しい場合は、新1年生入部状況を視野に入れ、段階的に休・廃部についての協議を進める。
- ・集団スポーツについては、チーム編成に満たない部員数になったときに、合同チームの可能性も探りながら休・廃部について検討を行う。

11 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

(1) 活動日

- ・原則として、月曜日から金曜日までとする。ただし、平日に1日以上休養日を設ける。特に日曜日に開催される大会に参加した場合は、週明けに必ず休養日を設ける。
- ・休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とし、休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日以上休養日を設ける。
- ・全職員に関する会議(職員会、学年会、全校研究会、校外研修等)等の場合は、活動しない。
- ・テスト週間中やテスト期間中は、活動しないことを原則とする。
- ・土曜日・日曜日・祝祭日に、練習・練習試合・合同練習を行う場合や、協会主催等の大会に参加する場合は、校長の許可を得て、活動・参加することができる。
- ・夏季休業中の「学校閉庁期間」については、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。
- ・年末年始については、生徒の家庭や地域の行事等への参加を補償するよう、活動日を設けない。

(2) 活動時間

- ・授業後の活動は、長くても2時間程度が望ましい。
- ・日没までに帰宅できるよう活動を終える。なお、日の長い6月・7月は、18時を目安に活動を終える。
- ・顧問は、生徒が帰宅する時刻まで学校に待機することが望ましい。

- ・土曜日・日祭日等に活動する場合には、3時間程度（月20時間以内）で活動を終えるようにし、練習試合、合同練習等の場合も終日に亘らないようにする。
- ・成長期に欠かせない十分な睡眠時間の補償、朝食喫食ができるよう、生徒の自主的な練習を含め、始業前の活動開始時刻を午前7時30分以降とする。

（3）スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

○ 生徒の健康管理

- ・保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果、保護者からの情報提供により、個々の生徒の既往症等の健康状態を事前に把握するとともに、活動中に声を掛け、生徒の反応を見て、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。

○ 事故の未然防止

- ・けがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するため、全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- ・生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けさせたりして、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。

○ 熱中症の未然防止

- ・梅雨時や夏季など熱中症の心配がある時期の活動については、休憩を十分取り塩分・水分補給などを確実にし、生徒の健康管理について万全の体制で活動を行う。
- ・高温や多湿時における活動については、延期や中止、時間の短縮を含めた運営の見直し等、柔軟な対応を行う。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

12 管理

（1）選手移動

- ・大会、練習試合への参加で活動場所への選手移動は、公共交通機関の利用を原則とする。
- ・公共交通機関を利用する場合は、顧問又は保護者代表が同行し、生徒の安全確保に努める。
- ・自転車を利用する場合は、移動経路や人数などを考慮しながら安全確保を第一とする。生徒には、ヘルメットの着用及び交通ルールの遵守を事前に指導した上で、顧問や保護者が同行し、拠点で安全指導を行うなど、安全確保に努めながら指導できる体制を取る。
- ・タクシー、貸切バスを利用する場合は、顧問又は保護者が同行し、移動途中の生徒の状況が把握できるようにする。
- ・公共交通機関等での移動ができない場合は、責任と移動手段について保護者に一任する。

(2) 部費・会計

(ア) 部費

- ・選手移動費用等別途経費が生じた場合は、保護者会で協議、了解の上集金することができる。
- ・部費について保護者の相談に応じることはあっても、顧問は決定などについて関与しない。

(イ) 会計

- ・会計担当は保護者代表とし、顧問は部費の管理や運用を行わない。
- ・物品購入に際して、商品の選定、注文のとりまとめ、代金の立て替え、業者への支払など顧問が運用や取扱をしない。

13 参考資料

(1) 岐阜県中学校運動部活動指針 ーダイジェスト版ー (H30.7 一部改定)

岐阜県中学校運動部活動指針 ーダイジェスト版ー	
	平成30年7月一部改定
【基本方針】	生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として運動部活動を位置付け、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するための運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。
(1) 教育活動の一環としての位置付け	<ul style="list-style-type: none">○ 運動部活動の意義○ 運動部活動への参加<ul style="list-style-type: none">・ 部活動は、同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。・ 各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意する。○ 生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割
(2) 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 生徒の自主的・自発的な活動を促す指導<ul style="list-style-type: none">・ 運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、学校教育の一環として行われるものであり、運動種目を自らの意思で決定し、個性や能力の伸長を図ることができるよう、発達段階に応じて自立して取り組む力を育成する。○ 効果的な運営・管理及び指導体制の充実<ul style="list-style-type: none">・ 運動部活動の指導が充実するための運営・管理にかかわる活動基準を明確にするとともに、外部指導者の活用を含めた効果的な運営・管理及び指導体制を構築する。
(3) 地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と必要に応じた連携	<ul style="list-style-type: none">○ 指導目標及び方針の明確化○ 学校の指導目標及び方針等の家庭・地域との共有<ul style="list-style-type: none">・ 運動部活動、保護者等が運営するクラブ、統合型地域スポーツクラブの役割を明確にし、必要に応じて連携を図りながら、学校や地域の実態に応じた特色ある運動部活動を推進する。・ 大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、競技力の向上や選手の育成・強化は、スポーツ関係団体との情報交換や連携を図る。
【運 営】	運動部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。
(1) 学校の地域性や特色を生かした部の設置	<ul style="list-style-type: none">○ 学校に設置する運動部数<ul style="list-style-type: none">・ 複数顧問体制による運営が可能となる部数を設置する。○ 設置する運動種目の選定
(2) 複数顧問体制による運営	<ul style="list-style-type: none">○ 事故等の未然防止と不測の事態への対応<ul style="list-style-type: none">・ 各運動部には、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。○ 効果的な指導の充実
(3) 複数校合同部活動の促進	<ul style="list-style-type: none">○ 複数校合同部活動の設置基準<ul style="list-style-type: none">・ 近隣校と連携・協力し、複数校合同で部活動を設置し、行うことができるようにする。・ 複数校合同部活動を行う場合の要件○ 複数校合同部活動の運営上の留意点
(4) 活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫	<ul style="list-style-type: none">○ 教育課程外の教育活動の重点化<ul style="list-style-type: none">・ 同一週内における教育課程外の教育活動の重点化を図り、「部活動の日」を設定した曜日の日課を工夫するなどして、まとまった活動時間を確保する。
【管 理】	成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようになる。
(1) 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定	<ul style="list-style-type: none">○ 活動時間<ul style="list-style-type: none"><平日> 始業前の活動開始時刻は7時30分以降とする。<ul style="list-style-type: none">1日の活動時刻は、長くとも2時間程度とする。<休日> 1日の活動時間は半日以内(3時間程度)とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等も終日に渡らないよう配慮する。<ul style="list-style-type: none">部活動の指導業務にあたる時間は、原則一か月に15時間程度(大会等を除く)とする。○ 休養日<ul style="list-style-type: none"><平日> 5日間のうち1日以上休養日を設ける。<休日> 休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とする。○ 大会及び対外試合等への参加○ 長期休業中の活動(ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける)○ 顧問となる教員の休養日<ul style="list-style-type: none">・ 休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日間は必ず休養日を設ける。
(2) スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止	<ul style="list-style-type: none">○ 生徒の健康管理○ 事故の未然防止○ 熱中症の未然防止

【指導体制】

生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、保護者等が運営するクラブ、総合型地域スポーツクラブの役割を明確にした上で、必要に応じた連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

(1) 部活動指導員及び外部指導者の発掘・活用の工夫

- 部活動指導員及び外部指導者の発掘
- 部活動指導員及び外部指導者の活用
 - ・ 部活動指導員を配置する場合には、地方公務員である非常勤職員として任用され、学校長の指揮命令下で勤務することが必要である。
 - ・ 外部指導者を運動部活動に活用する場合には、市町村教育委員会、若しくは校長が年度ごとに委嘱を行う。

(2) 部活動の役割と保護者等が運営するクラブ・総合型地域スポーツクラブの位置付け

- 部活動の役割
 - ・ 一部の生徒を対象とした競技力の向上や選手の育成・強化は、スポーツ関係団体が行う事業等に参加して行う。
- 保護者等が運営するクラブの位置付け
 - ・ 各部の保護者会等によって運営・指導がなされる活動は、学校管理下外の社会活動(クラブ活動)である。
- 総合型地域スポーツクラブの位置付け
- 部活動とクラブ活動・総合型地域スポーツクラブとの連携
 - ・ 校長及び顧問は、保護者会及び社会人指導者に部活動の役割を説明し理解を得た上で、クラブ活動の位置付けを明確にした活動が行われるよう配慮し、必要に応じて連携を図る。

(3) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

- 運動部活動に関わる指導者の資質向上
 - ・ 体罰等を行った顧問に対しては、当該運動部活動の指導を中止するとともに、市町村教育委員会の指導の下、厳正に対処する。
 - ・ 外部指導者が体罰等を行った場合には、市町村教育委員会または校長による委嘱を解き、運動部活動への指導に当たさせない。
- 指導者の資質向上を図るための研修会等の開催
 - ・ 県教育委員会は、顧問及び外部指導者を対象とした講習会を開催する。

(4) 指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上

- 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上
- 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上を図るための講習会等の開催

【配慮事項】

基本方針に基づく運動部活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

(1) 運動部活動への参加

- 運動部活動への参加の在り方
 - ・ 運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加を原則とする。
 - ・ 第3学年の生徒の「中学校総合体育大会」への登録・出場に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目を選択し、継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

(2) 関係機関・団体等との連携

- 岐阜県中学校体育連盟との連携
 - ① 中学校における運動部活動の在り方の共通理解
 - ・ 県教育委員会は、中学校運動部活動の在り方や大会運営、体罰等の根絶のための指導等について十分な共通理解を図る。
 - ② 複数校合同部活動の促進
 - ・ 県教育委員会は、複数校合同部活動の設置が促進されるよう、早期実現を目指した連携を図る。
 - ③ 中学校総合体育大会への参加
- 関係機関・団体等との連携
 - ① 部活動指導員及び外部指導者の発掘
 - ② 中学生の競技力の向上、選手の育成・強化
 - ・ 県教育委員会は、中学生の競技力向上、選手の育成・強化について、スポーツ関係団体による事業が積極的に設けられるよう、関係機関・団体との情報交換や連携を図る。
 - ③ 地域におけるスポーツ環境の充実

(3) 適切な会計管理

- 部費等の徴収
- 部費等の管理
 - ・ 部費等の保管方法は口座管理とし、会計処理は保護者会が行う。
- 物品等の購入にかかる業者の選定

(4) 文化系部活動との関連

- 基本方針との関連
- 運動・管理、指導体制との関連

(2) 岐阜県中学校運動部活動指針 ロードマップ

5. 岐阜県中学校運動部活動指針 ロードマップ

年度	H27	H28	H29	H30
指針内容	周知	準備期間	施行期間	
<p>【基本方針】</p> <p>スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、進歩感の涵養等に資する運営・指導</p> <p>(1)教育活動の一環としての位置付け</p> <p>(2)生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実</p> <p>(3)地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と連携</p> <p>【運営】</p> <p>運動部活動への参加の効果を一層高めるための運営</p> <p>(1)学校の地域性や特色を生かした部の設置</p> <p>(2)複数顧問体制による運営</p> <p>(3)複数校合同部活動の促進</p> <p>(4)活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫</p> <p>【管理】</p> <p>バランスのとれた心身の成長や学校生活への配慮</p> <p>(1)活動時間や休業日等、適切な活動基準の設定</p> <p>(2)スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止</p> <p>【指導体制】</p> <p>学校や地域の実態に応じた適切な指導体制の整備</p> <p>(1)外部指導者の発掘、活用の工夫</p> <p>(2)部活動と保護者等が運営するC・総合型地域SCの役割</p> <p>(3)体罰の根絶等、指導者の資質向上</p> <p>(4)指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上</p> <p>【配慮事項】</p> <p>運営・管理及び指導体制の整備に当たって配慮すべき事項</p> <p>(1)運動部活動への参加</p> <p>(2)関係機関・団体等との連携</p> <p>(3)適切な会計管理</p> <p>(4)文化系部活動との関連</p>	<p>「中学校運動部活動指針」の策定</p> <p>指導目標及び方針の検討・設定</p> <p>指導計画の作成</p> <p>保護者会の組織化</p> <p>設置する部活動の種類、部数の検討・決定</p> <p>複数顧問体制の検討・決定</p> <p>複数校合同部活動の検討</p> <p>週時程の工夫の検討</p> <p>活動基準の検討・設定</p> <p>健康管理・事故防止</p> <p>マニュアル作成</p> <p>地域の指導者の発掘</p> <p>地域のスポーツクラブ等との連携の可能性の検討</p> <p>指導者の資質向上のための講習会の開催、指導技術の向上のための講習会の拡大・開催</p> <p>中学校総合体育大会の開催等の見直し</p> <p>(複数校合同部活動・大会参加規定・体罰根絶の取組)</p> <p>競技力向上、選手育成、強化に係る事業の見直し</p> <p>総合型地域SC等の地域のSCの設立、人材育成</p> <p>会計管理規則作成</p>	<p>保護者会・地域関係者との共通理解</p> <p>指導目標及び方針に基づく活動の実施</p> <p>学校の地域性や特色を生かした運営体制の構築</p> <p>複数校合同部活動の実施</p> <p>週時程の工夫による部活動の時間の確保</p> <p>活動基準に基づく実施</p> <p>マニュアルに基づく組織的な管理</p> <p>地域の指導者の活用の拡大</p> <p>地域との必要に応じた連携</p> <p>中学校総合体育大会の新たな運営</p> <p>新たな競技力向上、選手育成・強化にかかる事業の展開</p> <p>適切な会計管理の実施</p>	<p>「中学校運動部活動指針」の具現</p> <p>指導目標及び方針に基づく活動の実施</p> <p>学校の地域性や特色を生かした運営体制の構築</p> <p>複数校合同部活動の実施</p> <p>週時程の工夫による部活動の時間の確保</p> <p>活動基準に基づく実施</p> <p>マニュアルに基づく組織的な管理</p> <p>地域の指導者の活用の拡大</p> <p>地域との必要に応じた連携</p> <p>中学校総合体育大会の新たな運営</p> <p>新たな競技力向上、選手育成・強化にかかる事業の展開</p> <p>適切な会計管理の実施</p>	
	<p>○指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会 ・県中学校委員会 ・県中学校体育連盟 ・県PTA連合会 	<p>○関係機関との連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技スポーツ課：クラブや競技団体によるジュニアアスリートの育成 ・市町村におけるシンボルスポーツクラブの育成 ・地域スポーツ課：地域におけるクラブの設立・育成 ・地域でスポーツを支える人材の発掘・育成 ・総合型地域スポーツクラブを核とした連携強化 	<p>○指針の評価と見直し</p>	

(3) 日本スポーツ振興センター 災害共済給付について

日本スポーツ振興センター災害共済給付について

■「学校管理下」の範囲 ーどのような場合が給付対象となるかー

学校管理下となる場合	例
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合(保育所等及び特定保育事業における保育中を含む。)	・各教科(科目)、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中 ・特別活動中(児童・生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
2. 学校の教育活動に基づく課外指導を受けている場合	・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3. 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	・始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路及び方法により通学する場合(保育所等及び特定保育事業への登園・降園を含む。)	・登校(登園)中、下校(降園)中
5. 学校外で授業が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など

■学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

1. 「課外指導」とは、学校が編成した教育課程に基づく授業以外に学校がその責任と指導体制の下に計画し実施する教育活動をいう。
2. 教育計画は、必ずしも年間、月間、あるいは週間とあらかじめ定められたものとは限らない。必要に応じて学校が計画したものを含む。
3. 「課外指導を受けている場合」については第1号各教科、道徳、総合的な学習の時間の説明欄2「授業を受けている場合」と同様に考える。
4. 学校の教育計画に基づいて行われる次のような場合は、課外指導と考える。(注62) (1) 教師の適切な指導の下に行われる課外の部活動(授業として行われるクラブ活動以外の活動)に参加した場合(注63) 部活動には、次のような場合を含む。 ア 体育的・文化的などの部活動における合宿訓練中並びに合宿生活上必要とされる施設及び訓練場の範囲内における行動 イ 対外運動競技、野外活動、見学など学校外で行われる活動(参加のための旅行中及び宿泊中を含む。)(注64) なお、これが特別活動に位置づけてなされる場合は、規定上は、前号(第1号)該当となる。 (2) 学校の設置者等に委嘱された外部指導者の適切な指導の下に行われる課外の運動部活動(授業終了後、休業日等に行われる運動部活動)に参加した場合(注65)

(注62)次に掲げるような場合のものにあつては、課外指導として取り扱わない。

(1) 学校開放と解される場合、例えば、

ア 土曜日、あるいは平日の下校後又は休日あるいは休業中、PTA等の監視の下に学校の施設(校舎、校庭、プール等)を解放した場合

イ 休日あるいは夏季休業中、学校プール、あるいは学校又は教育委員会指定の水泳場で、アの場合同様の趣旨でPTA等の監視の下に水泳を行わせた場合

(2) 教育的意図が明確でない場合、例えば、地方公共団体、その他の団体等の行事(慰安会、娯楽会、マラソン大会、スポーツ大会、スポーツ教室等)に漫然と参加した場合

(注63)部活動における教師の監督指導は、放課後等の指導はともかく、他校での練習試合や対外運動競技への参加においては、常時教師の直接の引率や監督指導がなされるものと思われるが、その行われる場所の距離や実施時間、生徒の発達段階などの実態等から、学校側の判断により、教師の直接の引率・監督指導等がなされなかった場合でも出発から解散まで教育計画に基づいて適切な指示や指導がなしていると解される場合は、給付の対象となる。

また、運動部の練習等が実習助手の指導の下に行われた場合については、現に当該校の校長の指示の下に行われたものである場合は、課外指導として認める。

(注64)学校が対外運動競技を自校の教育活動の一環として実施するに当たっては、当該校及び当該教育委員会において、当該運動競技の実施が妥当であるか否かが検討され、教育計画に位置づけられるものと考えられることから、次の要件を満たすものは、給付の対象とする。

(1) あらかじめ学校がその責任において、指導計画を立て参加したものであること。

(2) 解散するまでの間、児童生徒の行動等について教師の適切な指導が行われるものであること。

(注65)近年の生徒減に伴う教師数の減少、専門的指導力を持つ教師の確保の困難さなど運動部活動の現状から、平成9年度から、文部科学省や各都道府県において、運動部活動の指導に外部指導者の活用を図ることについて、予算上の処置を図ることとされた。

上記の事情に鑑み、学校の設置者等が委嘱した外部指導者の指導による運動部活動を学校の管理下の範囲に含めるものである。

この場合の運動部活動は、指導者が当該校の教師でなく、学校の設置者等に委嘱された外部指導者であることを除けば、従前の運動部活動と同類のものであるので、当然、学校の教育計画に基づくものであることが要件となる(学校の教育計画に基づくものとは解されない外部指導者の恣意的な計画等による活動を除く)。

(4) 複数校合同チーム参加規定 <岐阜県中学校体育連盟>

複数校合同チーム参加規定

岐阜県中学校体育連盟

<目的>

第1条 この規定は、部員数の減少により単独チームによる大会参加が出来なくなった学校がある場合に、近隣の学校と合同でチームを編成し、大会参加が出来るようにする救済を目的とする。したがって、チーム力の強化を目的とする合同チームには適用されるものではない。

<参加大会の範囲>

第2条 岐阜県大会までとする。なお、東海大会、全国大会への出場権は、各大会要項に準ずる。

<チームの編成基準>

第3条

1 校数とチーム名

2校間を原則とする。チーム名は連記とする。

2 編成条件

双方の学校の学校教育計画に基づいて活動しており、合同練習も計画的に実施されていること。

双方の学校は岐阜県中学校体育連盟に加盟していること。

当初から合同チームを編成する目的で、活動実績のない臨時的に設置された部活動を含む合同チームは認めない。

3 編成範囲

編成範囲は各郡・市、及び羽島・本巣ブロックを原則とする。ただし、目的及び編成条件を満たしている場合は、各学校長の合意のもと、郡市、ブロックを越えて編成することができる。出場する郡市大会は、所属する地区中学校体育連盟と協議のうえ決定する。

4 種目

バレーボール、バスケットボール、サッカー、ソフトボール、軟式野球、ハンドボールの6種目とする。

(ただし、これ以外の種目でも競技の特性から考えて必要があれば認める。その場合大会要項に記載された編成条件を満たしていなければならない。)

5 人数

それぞれの種目について、以下に示す人数を双方またはどちらかの学校が下回った場合とする。

バレーボール	6人	バスケットボール	5人	サッカー	11人
ソフトボール	9人	軟式野球	9人	ハンドボール	7人

6 引率及び監督

引率は双方の学校の顧問、または部活動指導員とする。

監督はどちらか一方の顧問、または部活動指導員とする。

7 ユニフォーム

各競技規則に準ずる。

8 大会申込書の手続き

各大会申込書の校長欄は、どちらか一方の校長名とする。

9 チーム編成後の変更

合同チームとして認められた後の選手、監督、コーチの変更は原則認めない。

10 その他

大会参加の登録申請、承認については別に定める。

<承認の期間>

第4条 承認された合同チームの資格は当該年度限りとする。

<本規定の適用範囲>

第5条 本規定は各地区大会、及び郡、市、ブロック大会にも適用される。

附 則

平成13年2月15日 制定 (平成13年度岐阜県中学総体より運用)

平成19年2月15日 一部改正 (平成19年度岐阜県中学総体より運用)

平成22年2月18日 一部改正 (平成22年度岐阜県中学総体より運用)

平成26年2月20日 一部改正 (平成26年度岐阜県中学総体より運用)

平成29年2月16日 一部改正 (平成29年度岐阜県中学総体より運用)

平成30年2月16日 一部改正 (平成30年度岐阜県中学総体より運用)

複数校合同チーム編成の登録申請・承認・取消について

岐阜県中学校体育連盟

1 合同チームを希望する学校は、それぞれの学校長の合意により次のとおりに申請手続きを行う。

- (1) 申請希望校は、所属する地区中学校体育連盟(以下：地区中体連)事務局へ合同編成の希望を連絡し、「複数校合同チーム編成登録申請書(様式1)」(以下：申請書)の配付と説明を受ける。
- (2) 申請希望校にて申請書を作成し、それぞれの学校長の確認(職印)を受け、所属する地区中体連会長へ提出する。
- (3) 申請期間は5月1日から5月31日までとする。

2 申請を受けた各地区中体連は、次のとおり申請内容を審査し、適正な合同と判断した場合は、申請校長へ「合同チーム編成承認書(様式2)」(以下：承認書)を発行し、大会参加を承認する。

- (1) 申請を受けた各地区中体連は、地区中体連専門部に対して、申請内容の「審査」を依頼する。また、県中体連事務局に、申請書の写しを添えて報告する。
- (2) 審査依頼を受けた地区中体連専門部は、申請内容を県中体連専門委員長に報告し、競技団体の考え等を聞く。(競技団体との連携) その上で適正な合同チーム編成か否かを判断する。同時に合同チーム参加に伴う地区大会の運営について協議を行う。
- (3) 承認を決定する際、申請時の部員数に変化がある場合は、その部員数を考慮に入れ、可否を決定する。
- (4) 各地区中体連は「承認書」を6月上旬までに発行する。

3 合同チーム編成・大会参加に関する報告と集約

- (1) 合同チーム編成による大会参加を承認した各地区中体連事務局は、「承認書」の写しを県中体連事務局へ提出し内容の報告を行う。
- (2) 県中体連事務局は、各地区から合同チームによる大会参加について、内容を確認し、集約した後、各競技の県中体連競技専門部に連絡する。

4 合同チーム大会参加資格の取消

- (1) 各地区中体連から大会参加の承認を受けた合同チームであっても、次のような場合には、その資格を失うこともある。
 - ①本制度の趣旨・目的にそった合同チームでないことが明らかになった場合。
 - ②「複数校合同チーム参加規定」ならびに「登録申請・承認・取消」に違反した場合。

(5) 暴力・体罰・セクハラ等への対応(通知) <日本中学校体育連盟>

平29日中体第356号
平成29年11月29日

各都道府県中学校体育連盟 会長 殿

(公財) 日本中学校体育連盟
会長 直田 益明

「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応」決定について(通知)

日頃より本連盟の諸事業及び中学校における運動部活動の充実・発展に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。引き続きのご支援をお願いいたします。

さて、本連盟においては、体罰等の根絶に向けて、全国高等学校体育連盟と合同で「体罰根絶宣言」を発信してきました。また、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟との連名で、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択し、全国中学校体育大会会場に呼びかけの横断幕を掲出してまいりました。本連盟独自には全国の中体連加盟中学校の全運動部の指導者に対し、「学校教育としての運動部活動における指導のあり方について」の文書を配布する等の取組を行ってまいりました。

暴力等の行為は減ってきていますが、「0」ではありません。文部科学省の調査によると、平成26、27年度とも100名前後の教員が、「部活動中の体罰で懲戒処分等」を受けている現実があります。

文部科学省及びスポーツ庁の指導により、標記の件について2年間ほど検討して参りました。私たちが取り組んでいます運動部活動は、学校教育の一環であり一人一人の生徒の良さ、可能性を引き出し、学校全体に元気と明るさをもたらすことが大きな目的の一つです。この教育活動、部活動指導の中に暴力・体罰・セクハラ等の行為は絶対にあってはならないものです。

スポーツ活動が本来持っている力を十分に理解し、活用することを、本連盟に関わる全ての指導者が再認識するために、本年10月の臨時理事会において、別紙の通りに本連盟の対応を決定しましたのでお知らせいたします。

貴下の中学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び競技専門部等への周知方、よろしくをお願いいたします。

今後、各都道府県中体連等からのご質問を受け、Q&Aを充実させていきます。今回示しました内容をご確認いただき、ご質問等がありましたら、本連盟事務局までお知らせいただきますよう、お願いいたします。

記

今後の取組予定

- 1 関係諸機関・諸団体等への通知
 - ・スポーツ庁 ・各都道府県及び政令指定都市教育委員会
 - ・全日本中学校長会 ・私立高等学校中学校連合会
 - ・全国高等学校体育連盟 ・日本高等学校野球連盟
 - ・日本体育協会 ・関係スポーツ団体
- 2 本対応の実施日と内容
 - ・平成30年4月1日より実施。
 - ・平成30年度の全国中学校体育大会より本対応を導入。
 - 大会要項の「引率・監督」を一部修正することとする。
 - ※別紙の「記の1」にある囲み文中の部活動指導員について、現時点では全国中学校体育大会の引率・監督となることを認めておりません。

本件についての問い合わせ先

(公財) 日本中学校体育連盟 専務理事 菊山 直幸
電話 03-3481-2425

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応

平成29年11月
(公財)日本中学校体育連盟

運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等(以下「暴力等」という。)が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、(公財)日本体育協会、(公財)高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気をも明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討してきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

(公財)日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等(以下「指導者等」という)は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する

「(公財)日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、(部活動指導員、)外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する

★後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする

2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする

(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)

2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。

Q & A (1)

平成29年11月29日

Q1 日本中体連が対応を始めるのは、どの時点からか。

A1 当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。
また、懲戒処分規定が及ばない外部指導者等については、当該校の校長が暴力等に対する指導措置を行った日を起算日とする。

Q2 当該指導者が人事異動等により勤務校が変更になった場合や退職し部活動指導員、外部指導者になった場合も本ルールは適用されるのか。

A2 職に対する対応ではなく、人に対するものであるため、勤務校や立場が変更になったとしても本ルールが継続して適用される。
勤務地、住所が処分を受けた都道府県から他の都道府県に移動しても、本ルールが継続して適用される。

Q3 中高一貫校や中等学校における運動部活動の指導中に、指導者による暴力行為が発生した。この場合の対応はどうか。

A3 その指導者の所属が中学校・中等部に有り、また、中学校・中等部の運動部の監督・コーチなどの役を持っていたり、中学校体育連盟の役にあれば、本ルールの適用を受ける。

Q4 本ルールはいつから実施するのか。

A4 平成29年末までに意見をまとめ公表し、平成30年4月から本ルールを実施する。

※今後、このQ & Aは、各方面からの質問への回答を記録し、各方面に周知することとする。

(6) 運動部活動における熱中症事故の防止等について <スポーツ庁>



30ス庁第262号
平成30年7月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属中学校、附属高等学校、附属中等教育学校
又は附属特別支援学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属中学校、附属高等学校又は附属特別
支援学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

運動部活動における熱中症事故の防止等について (依頼)

スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、本年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、都道府県においては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者においては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長においては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定すること等、本ガイドラインに則った取組を依頼したところです。

一方、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっております。

については、運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、各都道府県においては、下記の点について、適切な対応をお願いします。

記

- 1 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、運動部活動の休養日及び活動時間等を設定する際、熱中症事故の防止の観点から、これまでの関係通知（別添）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること。また、ガイドラインにおいては、夏季休業等の長期休業中には、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとしていることも参考に対応すること。既に方針を策定した都道府県にあっては、こうした観点を踏まえて検討の上、必要に応じて改定すること。
- 2 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合については、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。
- 3 上記の方針等を踏まえ、域内の市町村、学校設置者に対し、それぞれの方針・計画における適切な対応に向けた速やかな検討を促し、各学校の運動部活動において、保護者との連携を図りつつ、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じること。

なお、スポーツ庁においては、ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行うこととしており、本年度はこの秋に現況の調査を行う予定ですが、差し当たり、各都道府県において策定した方針（本通知への対応を含む）については、8月20日（月）までに担当宛てに提出願います。

【本件担当】

政策課学校体育室運動部活動推進係

電話 03-5253-4111（内線3777）

E-mail: staiiku@mext.go.jp

(7) 文化部活動の熱中症事故の防止について(周知) <文化庁>

事務連絡
平成30年7月20日

各都道府県・指定都市教育委員会文化部活動担当課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課 御中
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方
公共団体の学校設置会社担当課

文化庁文化部芸術文化課

文化部活動の熱中症事故の防止について(周知)

この度、7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。

文部科学省は、このことを受け、別添のとおり全国の国公立の学校等に対し、熱中症事故防止に万全の対策を講ずるようお願いしているところです。

学校の管理下における熱中症事故はほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、文化部活動や、屋内での授業中においても発生しています。

各位におかれましても、熱中症事故防止に御高配を賜りますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び城内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、このことについて周知されるようお願いいたします。

(本件に関する問合せ先)
文化庁文化部芸術文化課
TEL:03-5253-4111(内線2832)

別添

事務連絡
平成30年7月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、これまでも「熱中症事故の防止について(依頼)」(平成30年5月15日付け30初健食第4号)や「熱中症事故の防止について」(平成30年7月4日付け事務連絡)で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

この度、7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。

事故の経緯については現在究明中ですが、今後7月下旬にかけて西日本と東日本で高温が続く恐れがあることから、改めて、以下の点について関係者に周知徹底を図り、熱中症事故防止に万全の対策を講ずるようお願いします。

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。
その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温

の冷却，病院への搬送等，適切な応急手当等を実施すること。

○学校の管理下における熱中症事故は，運動部活動以外の部活動や，屋内での授業中においても発生しており，また，体がまだ暑さに慣れていない時期，それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

また，夏季休業中は，部活動や校外活動等の学校における教育活動のほか，児童生徒等のみで活動する機会が増えることや，さらに平成30年7月豪雨の被災地では，気温が上昇している中での復旧作業や生活環境の変化等により熱中症にかかる可能性が高まることを踏まえ，安全管理のみならず，児童生徒等への指導も含めて適切な対応をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては，所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。），及び域内の市町村教育委員会に対して，各都道府県私立学校主管課におかれては，所轄の学校法人，学校に対して，各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して，構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して，厚生労働省の専修学校主管課におかれては，所管の専修学校に対して，都道府県認定こども園主管課においては，域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して，このことについて周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
tel：03-5253-4111（2917）
fax：03-6734-3794